

議員提出第2号議案

大阪府受動喫煙防止条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年3月7日

大阪府議会議長 鈴木 憲 様

提 出 者

大阪府議会議員

徳 永 慎 市	富 田 忠 泰	しかた 松 男
西 村 日加留	西 惠 司	中 井 もとき
原 田 こうじ	奥 谷 正 実	奥 田 悦 雄
うらべ 走 馬	西 川 訓 史	須 田 旭
西 野 修 平	杉 本 太 平	原 田 亮
塩 川 憲 史		

議員提出第2号議案

大阪府受動喫煙防止条例一部改正の件

大阪府受動喫煙防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

大阪府受動喫煙防止条例（平成三十一年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 三 条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第 三 条 から第六 条 まで、附 則 第六 条 及び附 則 第七 条 の規定 令和元年七月一日</p> <p>二 第八 条、第九 条、第十一 条 及び次 条 第二 項 の規定 令和二年四月一日</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 二 条 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、第九 条 第二 項 中「法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する喫煙専用室、改正法附 則 第二 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第二 号 に規定する喫煙可能室、改正法附 則 第三 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する指定たばこ専用喫煙室、第十三 条 第三 項 第一 号 に規定する喫煙専用室、附 則 第三 条 第二 項 の規定により読み替えられた第十三 条 第三 項 第一 号 に規定する喫煙可能室及び附 則 第四 条 第二 項 の規定により読み替えられた第十三 条 第三 項 第一 号 に規定する指定たばこ専用喫煙室」とあるのは、「法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する喫煙専用室、改正法附 則 第二 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する喫煙可能室及び改正法附 則 第三 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第二 号 に規定する喫煙可能室」とする。</p> <p>2 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、改正法附 則 第二 条 第二 項 に規定する既存特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九 条 に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。以下同じ。）が勤務するものに限る。）（以下「既存特定飲食提供施設」という。）の管理権原者は、当該既存特定飲食提供施設の従業員に望まない受動喫煙が生じないよう努めなければならない。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 三 条 この条例は、平成三十七年四月二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第 三 条 から第六 条 まで、附 則 第六 条 及び附 則 第七 条 の規定 平成三十一年七月一日</p> <p>二 第八 条、第九 条、第十一 条 及び次 条 第二 項 の規定 平成三十二年四月二日</p> <p>三 次 条 第二 項 及び附 則 第三 条 第九 項 の規定 平成三十四年四月一日</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 二 条 平成三十二年四月二日から平成三十七年三月三十一日までの間は、第九 条 第二 項 中「法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する喫煙専用室、改正法附 則 第二 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第二 号 に規定する喫煙可能室、改正法附 則 第三 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する指定たばこ専用喫煙室、第十三 条 第三 項 第二 号 に規定する喫煙専用室、附 則 第三 条 第二 項 の規定により読み替えられた第十三 条 第三 項 第二 号 に規定する喫煙可能室及び附 則 第四 条 第二 項 の規定により読み替えられた第十三 条 第三 項 第二 号 に規定する指定たばこ専用喫煙室」とあるのは、「法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する喫煙専用室、改正法附 則 第二 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第二 号 に規定する喫煙可能室及び改正法附 則 第三 条 第一 項 の規定により読み替えられた法第三十三 条 第三 項 第一 号 に規定する指定たばこ専用喫煙室」とする。</p> <p>2 平成三十四年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間は、附 則 第三 条 第九 項 中「第一 項」とあるのは「改正法附 則 第二 条 第一 項」と、「第十三 条 第一 項」とあるのは「法第三十三 条 第一 項」と、「府指定特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九 条 に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）が勤務するものに限る。）」とあるのは「改正法附 則 第二 条 第一 項 に規定する既存特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九 条 に規定する労働者（同居の親族</p>

(府指定特定飲食提供施設に関する特例)

第三条 (略)

2―8 (略)

9 第二項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定にかかわらず、府指定特定飲食提供施設(従業員が勤務するものに限る。)の管理権原者は、当該府指定特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。

のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。)が勤務するものに限る。)以下「既存特定飲食提供施設」という。)と、「当該府指定特定飲食提供施設」とあるのは「当該既存特定飲食提供施設」と、「喫煙可能室」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十条第三項第一号に規定する喫煙可能室」とする。

(府指定特定飲食提供施設に関する特例)

第三条 (略)

2―8 (略)

9 第二項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定にかかわらず、府指定特定飲食提供施設(従業員(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。)が勤務するものに限る。)の管理権原者は、当該府指定特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店の経営状況の悪化や受動喫煙防止条例の事業者への認知が未だ十分に進んでいるとは到底言えない状況に鑑み、従業員を雇用する飲食店を原則屋内禁煙とする努力義務の経過措置規定を適用しないこととする。一方、従業員への望まない受動喫煙をできる限り生じさせないように、当該飲食店の管理権原者に配慮する努力を求めるため、所要の改正を行うもの。